

## 第78号議案

### 令和2年度加東市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度加東市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和2年度加東市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		支 出	
第1款 下水道事業費用	1,905,809千円	10千円	1,905,819千円
第1項 営業費用	1,619,343千円	10千円	1,619,353千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額559,300千円は、当年度損益勘定留保資金559,300千円で補填する」を「不足する額559,269千円は、当年度分損益勘定留保資金559,269千円で補填する」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		支 出	
第1款 資本的支出	1,803,379千円	△31千円	1,803,348千円
第1項 建設改良費	585,089千円	△31千円	585,058千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
職員給与費	51,379千円	△21千円	51,358千円

令和2年11月30日提出

加東市長 安田正義

令和2年度加東市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益の支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			1,905,809	10	1,905,819	
	1 営業費用		1,619,343	10	1,619,353	
		5 業務費	62,132	△ 64	62,068	
		6 総係費	49,802	74	49,876	

資本の支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出			1,803,379	△ 31	1,803,348	
	1 建設改良費		585,089	△ 31	585,058	
		1 下水道事業費	585,089	△ 31	585,058	

令和2年度

加東市下水道事業会計補正予算（第2号）説明書

令和2年度加東市公共下水道事業補正予算（第2号）説明書

収益の支出

支 出

(款) 下水道事業費用

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明			
					区 分	金 額				
1 営業費用		1,280,903	10	1,280,913						
	5 業 務 費	58,384	△ 64	58,320	手 当	△ 46	期末手当			
					賞与引当金繰入額	△ 15				
					法定福利費 引当金繰入額	△ 3				
					6 総 係 費	49,742	74	49,816		
								手 当	△ 36	期末手当
								法定福利費	124	兵庫県市町村職員共済組合負担金
								賞与引当金繰入額	△ 12	
								法定福利費 引当金繰入額	△ 2	
	合 計		1,513,687	10	1,513,697					

資本的支出

支 出  
(款) 資本的支出

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 建設改良費		579,039	△ 31	579,008			
	1 下水道事業費	579,039	△ 31	579,008			
					手 当	△ 22	期末手当
					賞与引当金繰入額	△ 7	
					法定福利費 引当金繰入額	△ 2	
合 計	1,552,106	△ 31	1,552,075				

# 給 与 費 明 細 書

## 1 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		その他 特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定支弁職員	9	(1) 5	1,752	17,532	14,845	34,129	6,699	40,828
	資本勘定支弁職員		1		4,504	3,800	8,304	1,695	9,999
	合 計	9	(1) 6	1,752	22,036	18,645	42,433	8,394	50,827
補 正 前	損益勘定支弁職員	9	(1) 5	1,752	17,532	14,954	34,238	6,580	40,818
	資本勘定支弁職員		1		4,504	3,829	8,333	1,697	10,030
	合 計	9	(1) 6	1,752	22,036	18,783	42,571	8,277	50,848
比 較	損益勘定支弁職員	0	(0) 0	0	0	△ 109	△ 109	119	10
	資本勘定支弁職員		0		0	△ 29	△ 29	△ 2	△ 31
	合 計	0	(0) 0	0	0	△ 138	△ 138	117	△ 21

※「その他特別職」欄は、加東市水道事業及び下水道事業運営審議会の総委員数。

手 当 の 内 訳	区 分	管理職 手 当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期末・勤勉 手 当	退職手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	2,472	1,044	666	390		1,790	8,866	3,417
	補 正 前	2,472	1,044	666	390		1,790	9,004	3,417
	比 較	0	0	0	0		0	△ 138	0

( ) 内は、パートタイム会計年度任用職員の数について外書きしたもの。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
		その他 特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)			計 (千円)
補 正 後	損益勘定支弁職員	9	5	108	17,532	14,493	32,133	6,381	38,514
	資本勘定支弁職員		1		4,504	3,800	8,304	1,695	9,999
	合 計	9	6	108	22,036	18,293	40,437	8,076	48,513
補 正 前	損益勘定支弁職員	9	5	108	17,532	14,602	32,242	6,262	38,504
	資本勘定支弁職員		1		4,504	3,829	8,333	1,697	10,030
	合 計	9	6	108	22,036	18,431	40,575	7,959	48,534
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	0	0	△ 109	△ 109	119	10
	資本勘定支弁職員		0		0	△ 29	△ 29	△ 2	△ 31
	合 計	0	0	0	0	△ 138	△ 138	117	△ 21

※「その他特別職」欄は、加東市水道事業及び下水道事業運営審議会の総委員数。

手 当 の 内 訳	区 分	管理職 手 当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	退 職 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	2,472	1,044	666	390		1,790	8,514	3,417
	補 正 前	2,472	1,044	666	390		1,790	8,652	3,417
	比 較	0	0	0	0		0	△ 138	0



イ 会計年度任用職員

区 分		職 員 数		給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
		その他 特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)			計 (千円)
補 正 後	損益勘定支弁職員		(1)	1,644		352	1,996	318	2,314
	資本勘定支弁職員								
	合 計		(1)	1,644		352	1,996	318	2,314
補 正 前	損益勘定支弁職員		(1)	1,644		352	1,996	318	2,314
	資本勘定支弁職員								
	合 計		(1)	1,644		352	1,996	318	2,314
比 較	損益勘定支弁職員		(0)	0		0	0	0	0
	資本勘定支弁職員								
	合 計		(0)	0		0	0	0	0

手 当 の 内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	退職手当 (千円)
	補 正 後				352	
	補 正 前				352	
	比 較				0	

( ) 内は、パートタイム会計年度任用職員の数について外書きしたもの。

2 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬		その他の増減分			
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
手 当	△ 138	制度改正に伴う増減分	△ 138	人事院勧告による減	
		その他の増減分			